

インターネット異性紹介事業事務取扱規程

平成30年 3月27日
本部訓令第17号

インターネット異性紹介事業事務取扱規程を次のように定める。

インターネット異性紹介事業事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(開始の届出)

第2条 警察署長は、法第7条第1項の規定により事業開始届出書（規則別記様式第1号。以下「開始届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに、その内容を生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に報告の上、所要の事項を確認し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。この場合において、規則第1条第3項第1号のロ、第2号のハ及び第4号のイの(2)の書面は、原則として、生活安全部長が定める様式の誓約書を使用させるものとする。

2 警察署長は、前項の規定による受理をしたときは、所要の調査及び措置並びに当該インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）に係る生活安全部長が定める様式のインターネット異性紹介事業者台帳（以下「台帳」という。）の作成及び保管を行うとともに、台帳、開始届出書その他の当該事業に係る全ての書類（以下「台帳等」と総称する。）の写しを保安課長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第3条 警察署長は、法第7条第2項の規定により事業廃止届出書（規則別記様式第2号）の提出を受けたときは、速やかに、その内容を保安課長に報告の上、所要の事項を確認し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。この場合において、警察署長は、台帳等を保安課長に送付するものとする。

(変更の届出)

第4条 警察署長は、法第7条第2項の規定により届出事項変更届出書（規則別記様式第3号。以下「変更届出書」という。）の提出を受けたときは、速やかに、その内容を保安課長に報告の上、所要の事項を確認し、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。この場合において、規則第1条第3項第1号のロ、第2号のハ及び第4号のイの(2)の書面は、原則として、誓約書を使用させるものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が次の各号に掲げるものである場合は、所要の調査及び措置を行うとともに、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 同一公安委員会の管轄区域内で警察署の管轄区域を異にした事業者の事務所の変更に係るものであるとき 当該変更に係る警察署長に当該変更届出書の写しを送付するとともに、当該事業者に係る台帳等の写しの送付を要請するものとする。この場合において、当該要請を受けた警察署長は、当該事業者に係る台帳等の写しを移転場所を管轄する警察署長に送付するとともに、台帳等を保安課長に送付するものとする。

(2) 公安委員会の管轄区域を異にした事業者の事務所の変更に係るものであるとき 当該変更届出書の写しを保安課長に送付し、当該事業者に係る台帳等の写しの送付を要請するものとする。この場合において、当該要請を受けた保安課長は、当該変更に係る他の都道府県公安委員会に当該変更届出書の写しを送付するとともに、当該事業者に係る台帳等の写しの送付を要請するものとする。

(3) 第1号又は第2号に掲げるもの以外のものであるとき 当該変更届出書、台帳及び当該変更に係る全ての書類について、その写しを保安課長に送付するものとする。

3 前項第1号又は第2号の規定による要請をした警察署長は、要請先から台帳等の写しの送付を受けたときは、当該事業者に係る台帳の作成及び保管を行うものとする。

4 保安課長は、他の都道府県公安委員会からその管轄区域を異にした事務所の所在地の変更に係る事業者について、当該事業者に係る台帳等の写しの送付の要請を受けたときは、当該台帳等の送付を当該変

更に係る警察署長に要請するものとする。この場合において、当該要請を受けた警察署長は当該事業者に係る台帳等を保安課長に送付するものとし、当該台帳等の送付を受けた保安課長はその写しを作成して当該要請に係る他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

(指示の上申等)

第5条 警察署長は、法第13条の規定による指示を行う必要があると認めたときは、速やかに、生活安全部長に上申（保安課経由）をするものとする。

2 保安課長は、生活安全部長が法第13条の規定による指示を決定したときは、指示書（規則別記様式第4号）及び生活安全部長が定める様式の審査請求及び取消訴訟に関する別紙を当該処分の上申に係る警察署長を経由して、当該事業者の代表者又はその代理人（以下「代表者等」という。）に通知するものとする。

(事業の停止等の上申等)

第6条 警察署長は、法第14条の規定による事業の停止又は事業の廃止の命令を行う必要があると認めたときは、速やかに、警察本部長に上申（保安課経由）をするものとする。

2 保安課長は、兵庫県公安委員会が法第14条の規定による事業の停止又は事業の廃止の命令を行うことを決定したときは、命令書（規則別記様式第5号）及び審査請求及び取消訴訟に関する別紙を当該処分の上申に係る警察署長を経由して、当該事業者の代表者等に通知するものとする。

(処分移送通知の受理)

第7条 保安課長は、法第15条第2項の規定により処分移送通知書を受領したときは、当該事業者の事務所の所在地を管轄する警察署長に関係書類を送付するものとする。

2 警察署長は、前項の送付を受けたときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

(報告等の要求)

第8条 保安課長及び警察署長は、法第16条の規定により事業者に対して報告等要求書（規則別記様式第7号）を交付するときは、併せて審査請求及び取消訴訟に関する別紙を交付するものとする。

(他の都道府県公安委員会への通報)

第9条 警察署長は、法第17条第2項の規定により他の都道府県公安委員会に通報する必要があると認めたときは、生活安全部長が定める様式の行政処分事由該当事案等報告書に違反等の事実を疎明する資料を添付の上、保安課長に報告するものとする。

2 保安課長は、前項の規定による報告を受けたときは、生活安全部長が定める様式の行政処分事由該当事案等通報書に必要な資料を添付の上、当該報告に係る違反行為が行われた時における当該事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に通報するものとする。

3 保安課長は、法第17条第2項の規定により他の都道府県公安委員会からの通報を受領したときは、当該通報に係る違反行為が行われた時における当該事業者の事務所の所在地を管轄する警察署長に関係書類を送付するものとする。

4 警察署長は、前項の送付を受けたときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

(犯罪等の認知報告)

第10条 警察署長は、インターネット異性紹介事業者に係る犯罪等を認知したときは、速やかに、生活安全部長が定める様式のインターネット異性紹介事業者に係る犯罪等認知報告書により生活安全部長に報告をするものとする。

(台帳の補正)

第11条 警察署長は、第2条から第9条までの規定により台帳の記載内容に変更が生じたときは、その都度、台帳を補正するものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、法及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則（令和2年8月26日本部訓令第29号）
この訓令は、令和2年9月1日から施行する。